

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

平成三十年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部市街地整備課

電話 ○四八―八三〇―五三八六

ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

一	番号							
戸田	都市計画 区域名							
戸田市	市町村名							
「都市再開発 の方針」	都市計画の 種類及び名称							
平成三十年七 月十三日午後 二時から	公 聴 会	期日及び時間						
戸田市役 所五階大 会議室	場 所							
平成三十年 六月一日か ら六月十五 日まで	公述申出書	提出期間						
埼玉県都市 整備部市街 地整備課、戸 田市都市整 備部まちづく り推進課	提 出 先							
平成三十年六 月一日から六 月十五日まで	都市計画の構想	閲覧期間						
埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県さいた ま県土整備 事務所、戸田 市都市整備 部まちづく り推進課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。